



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》 借金も相続されるの？

1. はじめに

相続人は、相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継することとされています。しかしながら、被相続人の財産には、マイナス財産（債務）も含まれるため、相続人は相続によって必ずしも財産的利益が得られるとは限りません。ときには、被相続人が債務超過の状態でも相続が開始することもあります。今回は、債務が多い場合の相続についてご紹介します。

2. 相続の承認、放棄の選択について

相続があった場合に、被相続人の財産と債務が無制限に相続人に承継されるとすれば、債務が多い場合には、相続人は過重な債務負担によって生活が脅かされないと限りません。また、被相続人が保証人となっている場合には、その保証債務は相続人に相続されます。

そこで、民法では、債務を含めた被相続人の財産を承継するか否かの選択権を相続人に与えています。被相続人の財産・債務の一切を承継しないとするのが相続の放棄です。

相続の承認については、無条件で承継する単純承認と条件付で承認する限定承認があります。

3. 相続の承認について

一般に「相続する」と言われているのは単純承認相続のことであり、相続人は、被相続人のすべての財産と債務を承継することになります。このため、相続人は、被相続人の全債務の弁済義務が生じ、その弁済がないときは、相続債権者は相続人の固有財産に対しても強制執行をすることが可能となります。

民法では、単純承認についての手続き等は規定していません。このため、相続放棄及び限定承認の手続きをしない場合は、単純承認したものとみなされます。

4. 相続の放棄について

(1) 内容

相続の放棄をするためには、相続の開始があったことを知った時から3ヶ月以内に家庭裁判所に対して、書面を持って放棄の申述をしなければなりません。家庭裁判所で放棄の申述が認められると、放棄者に対して相続放棄受理証明書が交付されます。

なお、相続の放棄をした場合でも死亡保険金の受取人となっている場合には、生命保険金を受取ることができます。

(2) 相続放棄の年間の受理件数

司法統計年報によると、平成23年度の1年間で、年間約16万件の申述の受理がされています。

5. 限定承認について

(1) 内容

相続放棄は相続人を相続債務から救済する制度ですが、限定承認も債権者の犠牲において相続人を保護する制度です。相続放棄をした場合には、債務からは解放されますが、プラスの財産も一切受取ることができません。

限定承認は、相続したプラス財産の範囲内で債務を弁済すれば良いという制度です。

限定承認をするためには、相続の放棄と同様に相続の開始があったことを知った時から3ヶ月以内に家庭裁判所に対して、書面を持って申立をしなければなりません。

手続き面で、相続放棄と異なるのは、次の点です。

①相続人全員が共同してのみ申立が可能である。反対者、単純承認者が1人でもいると、利用できません。（共同相続人の一部の者が相続の放棄、他の相続人全員が限定承認というのは構いません。）

②限定承認の申立の際には、財産目録を作成して提出しなければなりません。

③相続財産の管理人を選定し、一定期間内に官報へ「公告」し、知っている債権者には内容証明で「催告」するなど、財産の管理・保全・清算の手続きが必要となります。

(2) 限定承認の年間の受理件数

司法統計年報によると、平成23年度の1年間で、年間約900件の申述の受理がされています。

相続放棄と比較すると手続きが非常に複雑で面倒であるため、利用が少ないのが現状のようです。

6. おわりに

最近、相続する財産に期待しているという方が全体の70%程度というアンケート調査記事を見かけました。

しかしながら、相続は、プラスの財産だけでなく、マイナスの財産も相続することについて、十分な理解と、注意を払っておく必要があります。

(担当： 山田 稔幸)